伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、がん患者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、がん治療による外見変貌を補完する医療用ウィッグ又は乳房補整具（以下「医療用補整具」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内においてがん患者医療用補整具購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和３９年伊東市規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　医療用ウィッグ　がん治療に伴う脱毛に対応するためのかつらであって、全頭用のもの（頭皮を保護するためのネットを含む。）をいう。

⑵　乳房補整具　がん治療に伴う乳房の形の変化に対応するための補整下着若しくは下着とともに使用するパッド又は人工乳房をいう。

（対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　本市の住民基本台帳に記録されている者

⑵　市税を滞納していない者

⑶　現に医療用補整具を購入した者

⑷　この要綱に基づく補助金と重複して他の制度に基づく補助金等の交付を受けていない者

⑸　過去にこの要綱に基づく交付又は他の地方公共団体が実施する類似の交付を受けていない者

（補助の対象となる費用等）

第４条　補助金の額は、医療用補整具の購入に要した費用とし、その上限額は、次の各号の医療用補整具の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　医療用ウィッグ　２０，０００円

⑵　乳房補整具　次の区分に応じ、当該区分に定める額

ア　補整下着又は下着とともに使用するパッド　２０，０００円

イ　人工乳房　１００，０００円

２　前項の補助金の交付は、前項各号の医療用補整具の区分に応じ、１人につき１回限りとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　がん治療に伴う脱毛又は乳房の切除であることを証明する書類

⑵　医療用補整具の購入に係る領収書

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　申請者は、医療用補整具を購入した日の属する年度内に前項の申請をしなければならない。

（交付の条件）

第６条　市長は、補助金の交付を決定する際に、次の条件を付するものとする。

⑴　本事業により取得した医療用補整具については、市長の承認を受けないで、補助金の交

付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

⑵　市長の承認を受けて医療用補整具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑶　本事業により取得した医療用補整具については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、前条に規定する伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金（交付・不交付）決定通知書の受領後速やかに、伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金請求書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正な行為により補助を受けた者があるときは、その者に対し、

既に支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第１０条　市長は、この要綱に基づく補助金の交付に関し、がん患者医療用補整具購入費補助台帳（第４号様式）を備えなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。